

大磯町土地埋立て等規制条例を廃止する条例

大磯町土地埋立て等規制条例（平成9年大磯町条例第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の大磯町土地埋立て等規制条例（以下「旧条例」という。）第5条又は第13条第1項若しくは第2項の許可を受けて行われている埋立て等（旧条例第2条第2号に規定する埋立て等をいう。以下同じ。）に係る旧条例第3条、第8条から第12条まで、第13条第3項又は第4項、第14条から第17条まで、第18条第2項及び第3項並びに第19条から第22条までの規定の適用については、令和10年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした旧条例第18条第1項の規定による許可の取消し等の処分に係る第15条第1項、第16条第1項及び第19条の規定の適用については、令和10年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における埋立て等又は許可の取消し等の処分に係る土地の区域（以下「埋立区域」という。）の全部又は一部を含む土地の区域において宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可がされたときは、当該許可がされた日以後、当該埋立区域のうち、当該許可に係る土地の区域については、前2項の規定は、適用しない。
- 5 附則第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における埋立区域の全部又は一部を含む土地の区域において法第20条第2項から第4項まで、法第42条第1項若しくは第2項の規定による命令又は法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置がされたときは、当該命令又は災害防止措置に係る土地の区域については、附則第2項及び第3項の規定は、適用しない。
- 6 施行日前にした行為並びに附則第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する旧条例第24条及び第25条の規定の適用については、なお従前の例による。

令和7年2月12日提出

大磯町長 池田 東一郎